介護職員等特定処遇改善加算についてお知らせ

○介護職員等特定処遇改善加算とは

「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、介護職員等の更なる処遇改善を進める」ことを前提に新たに創設された加算です。

- ○介護職員等特定処遇改善加算開始日:令和3年4月1日から
- ○当法人での介護職員等特定処遇改善加算取得状況は、次のとおりとなっています。

【加算の取得状況】

サービス種別	事業所名	加算種別
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム香楠荘	特定処遇改善加算(I)
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム香楠荘	特定処遇改善加算(I)
短期入所生活介護「併設型」	ショートステイ香楠荘	特定処遇改善加算(I)
短期入所生活介護「空床型」	ショートステイ香楠荘	特定処遇改善加算(I)
通所介護	デイサービスセンター香楠荘	特定処遇改善加算(I)
地域密着型通所介護	早寿園デイサービスセンター	特定処遇改善加算(I)
特定施設入居者生活介護	特定施設香楠荘	特定処遇改善加算(Ⅱ)

〇介護職員等特定処遇改善加算取得に向け職場環境等要件について、次のとおり取り組んでいきます。

1、資質の向上

◇働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む)

- ◇研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- 2、労働環境・処遇の改善
- ◇新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ◇ミーティング等による職場内マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ◇事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ◇健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
- 3、その他
- ◇中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ◇非正規職員から正規職員への転換
- ◇職員の増員による業務負担の軽減